

京都市廃棄物減量等推進審議会

第6回事業系ごみ減量対策検討部会

平成 20 年 3 月 24 日
ホテル京阪 京都 2階「桜の間」

(次 第)

I 開 会 16:00

II 議 事

- 1 事業系ごみの現状と課題
- 2 排出事業者のごみ減量に向けたインセンティブについて
- 3 他都市の動向

III 閉 会 18:00

【資 料】

- 資料 1 : 事業系ごみの処理過程における現状と課題
資料 2 : ごみ発生抑制・再使用・資源化へのアプローチ
資料 3 : 他都市の動向
資料 4 : 政令指定都市の事業系ごみ減量対策一覧
資料 5 : 「ごみの減量」の優先順位
資料 6 : 事業系ごみの現状
資料 7 : 今後のスケジュール (案)
参考資料

京都市廃棄物減量等推進審議会
事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所 専務理事
ぐんじま たかし 郡 篤 孝	同志社大学経済学部 教授
こさか まさひろ 小坂 正浩	京都環境事業協同組合 副理事長
こんどう けいぞう 近藤 恵三	京都環境事業協同組合 事務長
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与

（敬称略，五十音順）

◎：部会長

事業系ごみの処理過程における現状と課題

発生 (排出者)	<table> <tr> <th data-bbox="549 282 1225 338"></th><th data-bbox="1225 282 1396 338">次頁参照</th></tr> <tr> <td data-bbox="549 338 1225 517">○ごみ処理費用が賃料に含まれるテナントビルでは、ごみ減量に経済的インセンティブが働かない。</td><td data-bbox="1225 338 1396 517">⇒ 1</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 517 1225 696">○利便性、経済性優先の使い捨てから、再使用システムの拡大へ。</td><td data-bbox="1225 517 1396 696">⇒ 2</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 696 1225 875">○少量多種の分別は、保管期間の長期化や保管場所の確保が困難。</td><td data-bbox="1225 696 1396 875">⇒ 3</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 875 1225 999">○ミスコピー、期限切れ食品等の無駄を抑制させる工夫</td><td data-bbox="1225 875 1396 999">⇒ 4</td></tr> </table>		次頁参照	○ごみ処理費用が賃料に含まれるテナントビルでは、ごみ減量に経済的インセンティブが働かない。	⇒ 1	○利便性、経済性優先の使い捨てから、再使用システムの拡大へ。	⇒ 2	○少量多種の分別は、保管期間の長期化や保管場所の確保が困難。	⇒ 3	○ミスコピー、期限切れ食品等の無駄を抑制させる工夫	⇒ 4
	次頁参照										
○ごみ処理費用が賃料に含まれるテナントビルでは、ごみ減量に経済的インセンティブが働かない。	⇒ 1										
○利便性、経済性優先の使い捨てから、再使用システムの拡大へ。	⇒ 2										
○少量多種の分別は、保管期間の長期化や保管場所の確保が困難。	⇒ 3										
○ミスコピー、期限切れ食品等の無駄を抑制させる工夫	⇒ 4										
収集運搬 (収集運搬業者 など)	<table> <tr> <td data-bbox="549 1093 1225 1294">○ごみ処理の契約が単価契約ではなく、減量に対するインセンティブが働かない月額契約で行なわれている。</td><td data-bbox="1225 1093 1396 1294">⇒ 5</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 1294 1225 1518">○資源化可能物の分別品目の増加は、新たな収集運搬コストを生じ、分別回収へのインセンティブが働かない。</td><td data-bbox="1225 1294 1396 1518">⇒ 6</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 1518 1225 1630">○少量排出事業者の分別回収の体制が未構築。</td><td data-bbox="1225 1518 1396 1630">⇒ 7</td></tr> </table>	○ごみ処理の契約が単価契約ではなく、減量に対するインセンティブが働かない月額契約で行なわれている。	⇒ 5	○資源化可能物の分別品目の増加は、新たな収集運搬コストを生じ、分別回収へのインセンティブが働かない。	⇒ 6	○少量排出事業者の分別回収の体制が未構築。	⇒ 7				
○ごみ処理の契約が単価契約ではなく、減量に対するインセンティブが働かない月額契約で行なわれている。	⇒ 5										
○資源化可能物の分別品目の増加は、新たな収集運搬コストを生じ、分別回収へのインセンティブが働かない。	⇒ 6										
○少量排出事業者の分別回収の体制が未構築。	⇒ 7										
処分 (京都市など) 市施設 民間施設	<table> <tr> <td data-bbox="549 1720 1225 1877">○資源化可能物混入に対する、搬入チェック体制が不十分</td><td data-bbox="1225 1720 1396 1877">⇒ 8</td></tr> <tr> <td data-bbox="549 1877 1225 2114">○市の焼却・埋立処分手数料が安価なため、分別にインセンティブが働かない。</td><td data-bbox="1225 1877 1396 2114">⇒ 9</td></tr> </table>	○資源化可能物混入に対する、搬入チェック体制が不十分	⇒ 8	○市の焼却・埋立処分手数料が安価なため、分別にインセンティブが働かない。	⇒ 9						
○資源化可能物混入に対する、搬入チェック体制が不十分	⇒ 8										
○市の焼却・埋立処分手数料が安価なため、分別にインセンティブが働かない。	⇒ 9										

事業系ごみ減量・資源化への課題

表1-1 業者収集ごみの減量に関し検討すべき課題

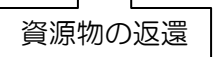
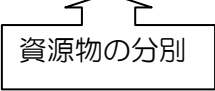
		考え方	現 状	検討課題	対応の方向性
1	発 生 (排出者)	発生抑制	テナントビルに入居する事業所では、賃料もしくは管理費に、ごみ処理料金が含まれていることが多い。	ごみ減量に経済的なインセンティブが働かないテナントビルの事業所への対応。	○各テナントのごみ量に応じて、それぞれテナントがごみ処理料金を負担するシステムを検討。 ・ビルオーナー(管理会社)への働きかけ(啓発)。 ↓ ・賃料システムへの反映
2		再使用	メーカー、消費者とも利便性と経済性が優先され、使い捨て製品が多用される状況がある。	現行の再使用システムの維持拡大と使い捨てから新たな再使用のシステムの開発。	○指導啓発の強化 (所有するから、サービスを利用するなどの意識改革、ビジネススタイルの変更) ・コピー機での裏紙使用等 ・梱包材を通い箱等再使用可能なものへの転換 ・飲食店等における再使用食器・容器の維持と拡大 ・マイカップ式の自動販売機の浸透 ・イベントでのリユースカップ等利用等の普及啓発 ・レンタル事務機器 ・あかりサービス(レンタル蛍光灯)
3		資源化	多種類の分別種類により、少量しか排出されない種類は相当長期間保管が必要	分別した廃棄物の保管場所を確保。	○商店街、オフィス街等の地域単位で共同回収等の新システム構築の検討。 ・共同回収システムの構築による少量排出の受入 ・市施設内に回収庫等の設置
4		発生抑制	ミスコピー、食べ残しや期限切れ食品など無駄により廃棄物となったものも多い。	無駄を抑制する事業者の取組だけでなく、市民の理解や意識高揚。	○事業者の発生抑制の取組を市民と事業者のパートナーシップで支える仕組みづくり (サービス提供のあり方の見直し:メニューの工夫等)

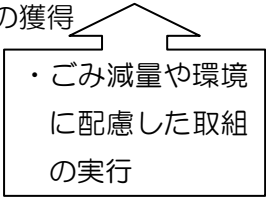
		考え方	現 状	検討課題	対応の方向性
5	収集運搬（収集運搬業者など）	発生抑制	ごみの計量がわずらわしく，自社のごみ量を把握していない排出事業者も多い。 ごみの増減に対応した料金体系になっていない。（ごみが増減した場合に，契約料金を見直す仕組みになっていると回答した事業所は31%しかない。）	○ごみ量の把握方法 ○収集運搬料金，処分手数料の徴収方法，ごみ処理の契約方法 等 （許可業者と排出事業者間の契約が，一般に単価契約ではなく，月額と月あたりの排出量で規定されている場合は，ごみ減量に対するインセンティブが働きにくい。）	○ごみ量の明確化 ・排出時重量計量 ・袋数の計数 ○ごみ量と処理費用が連動し，ごみ量の発生抑制努力が，直ちに処理経費の低減に反映される契約，料金徴収手法の検討。
6		資源化	資源化可能物を分別回収すると，新たな収集コストが生じ，排出事業者，収集運搬業者に経済的インセンティブが働かない。	ごみの分別種類を増やしても，収集運搬経費が増加しない手法の検討。	○収集の共同化や地区割りなど効率的な収集体系を構築 ○複数の排出者が1か所に古紙等を集め収集費用を低減
7		資源化	家庭ごみでは，全世帯で「缶・びん・ペットボトル」，「その他プラ」の分別が開始され，市民の意識も高まりつつある。	少量排出の「缶・びん・ペットボトル」の回収システム構築	○排出事業者への分別排出の積極的な啓発
8	処分（京都市など）	資源化	業者収集ごみ中に古紙類（14%）等の資源化可能物が含まれている実態があるが，24時間無休での搬入体制であり，日常的な搬入物のチェックが困難	搬入ごみの効果的なチェック体制と指導方法	○排出方法を透明袋に限定 ○クリーンセンターでの搬入ごみのチェック体制の充実及び排出事業者へ直接指導できる指導体制作り
9		資源化	市の焼却・埋立施設の受入手数料が民間資源化施設より安価であり，排出事業者の分別にインセンティブが働かない。	市の焼却・埋立施設と民間資源化施設の処理原価の比較検討。	処理原価に見合う処理手数料体系の構築

排出事業者のごみ減量に向けたインセンティブについて

資料 2

ごみ発生抑制・再使用・資源化へのアプローチ

アプローチ の方向	減量に寄与する インセンティブ	手 法		備考
経済的側面	処理料金の低減 	ごみ量の明確化 ①排出量を袋等で把握 ②排出量を直接計量	料金体系，許可業者 と排出事業者の契約内 容の変更等を伴う	参考資料1
	預り金の返戻  売却益 	○預り金制度の確立 （デポジット制度）	飲食店における従来の びんビール，最近で は，紙コップを10円 で回収する自動販売 機，預かり方式の弁当 容器を大学生協で販売 等が出現している 祭り，イベントでの リユース食器利用	参考資料2
	税・処理料金の徴収 	○規則により拘束・課徴 ○焼却・埋立が割高となる料 金課税システムの導入 ○法定外目的税の創設	法定外目的税として は産廃税がある。	
行 動 支 援 的 側 面	減量行動実践 	○共同回収（商店街ダンボール 共同回収，オフィス町内 会等）の構築		参考資料3
	減量の仕組み ・情報の提供	○共同回収拠点の形成		参考資料4
		○許可業者による資源ごみの 分別回収システムの提供		参考資料5
		○情報提供（減量の先進的取 組事例，資源化業者の紹介， 減量マニュアルの作成，事 業所間の情報交換の場づく り等）		

アプローチ の方向	減量に寄与する インセンティブ	手 法		備考
社会評価的 側面	社会的な評価（制裁） の獲得 	○優良取組事例の紹介 ○表彰制度 ○優良業者の認定制度		参考資料5
政策的・制度 的側面	減量行動実践 	○排出事業者の自主目標設定 ○受入施設での総量規制 ○優良収集運搬業者の認定・ 公表(横浜市)	ISO14001, KES の 認証取得事業所を拡大 する。	
法的側面	法制度による拘束	○罰則等の制定 (現行の法制度) ・ 食品リサイクル法 ・ 資源有効利用促進法 ・ 建設リサイクル法 ・ 家電リサイクル法	資源化可能物の排出 の事業者、命令・氏 名公表・罰則適用（横 浜市）	参考資料6
その他	減量意識の向上 排出者責任の認識 	○透明袋での分別排出（自主 的な異物排出の抑制） ○啓発事業の実施 （京都商工会議所等と連携 し、中小事業所向け、ごみ 減量等に関する研修会、体 験講座、施設や先進事業所 見学会等を開催）		
	発生抑制等の取組 	○事業者の発生抑制の取組 を市民と事業者のパート ナーシップで支える仕組 みづくり	レジ袋の削減等に関 する協定方式と同様に 事業者の発生抑制の取 組を支援する。	参考資料7

他都市の動向について

1 政令指定都市における事業系ごみの減量施策実施状況（アンケート結果より）

表3-1 各政令指定都市における事業系ごみの減量施策

	成・配布	事業系ごみ減量事例の紹介	大規模事業所への減量計画書作成指導	業種別等の減量目標ガイドラインの設定	事業系ごみ相談窓口・情報提供センターの設置	古紙等資源化物の引取先情報の提供	構築	事業系ごみ減量向け、資源化促進にインセンティブがはたらく手数料体系を構築	事業系ごみ減量対策協議会等の設置	商店街単位での資源共同回収事業、オフィス町内会等への支援	優良事業者表彰の実施	その他（※）
札幌市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
仙台市	○	○	○			○	○					
さいたま市	○		○				○			○		
千葉市	○		○			○					○	
川崎市	○		○			○				○		
横浜市			○			○	○	○	○	○	○	①
新潟市	○		○			○				○		
静岡市			○									
浜松市	○					○						
名古屋市		○	○	○		○					○	
大阪市			○		②（※）							
堺市	○		○			○						
神戸市	○		○				○					
広島市	○	○	○								○	
北九州市	○		○		○	○	○			○	○	
福岡市	○	○	○			○		○			○	
京都市	○		○					○				
都市数 合 計	13	5	16	2	2	11	6	4	6	6	6	1

（※） ① 分別・リサイクルに取り組んでいる事業所（大規模事業所が対象）及び分別収集の実施と適正処理を行っている一般廃棄物収集運搬事業所に対して、「優良事業所」認定を行っている。また、減量・リサイクル行動で大きな功績があった事業者を表彰している。【いずれも1回／年】

② 市単独にて設置

2 事業系ごみ減量に効果的な施策

- (1) ごみ減量の効果現れている政令指定都市の施策について表3-2にまとめた。また、各指定都市のごみ処理量の推移は図3-1～図3-2に示した通りである。

表3-2 ごみ減量の効果が現れている都市の施策

実施施策	都市名		
有料指定袋制 【市の処理手数料含む】	神戸市	袋の種類と価格	(例：45L袋) 可燃ごみ用 45L袋 84円/枚 不燃ごみ用 45L袋 102円/枚 粗大ごみ用 45L袋 138円/枚 資源ごみ用 45L袋 27円/枚
	広島市		(例：45L袋) 可燃ごみ用 45L袋 104円/枚 不燃ごみ用 45L袋 63円/枚
市の関与による資源化施設を設置し、処理手数料を焼却・埋立施設より安価に設定 (市の関与⇒直営・3セク・委託など)	札幌市	ごみ処理手数料	資源ごみの処理手数料
		130円/10kg	紙くず、木くず、 軟質プラスチック 90円/10kg
			びん、缶、ペットボトル 90円/10kg
	仙台市	100円/10kg	生ごみ 90円/10kg
	さいたま市	170円/10kg	びん、缶、ペットボトル 30円/10kg
	横浜市	130円/10kg	びん、缶、ペットボトル 100円/10kg
古紙等の搬入制限	横浜市	品目	古紙類、建設木くず等
	広島市		資源化可能な紙類、発砲スチロール
	仙台市		資源化可能な紙類
	北九州市、 名古屋市		再資源化可能な紙類 缶、びん、ペットボトル等

- (2) その他に次のような施策を採っている都市もある。

表3-3

実施施策	都市名		
少量排出に対する処置 (住居と事業所が一体で、ごみ量が家庭並みに少ない(1回の収集日に合わせて2袋程度)事業所は、家庭ごみから出るごみとして指定袋で市が収集。(「一般ごみ」、「かん・びん・ペットボトル」について) 【北九州市】)	北九州市	事業系ごみの処理手数料	◎家庭ごみ袋 ・大(45リットル) 50円/枚 ・中(30リットル) 33円/枚 ・小(20リットル) 22円/枚 ・特小(10リットル) 11円/枚 ◎缶(25リットル) 12円/枚 ◎缶・ペットボトル(25リットル) 12円/枚
	他に 名古屋市など	100円/10kg	

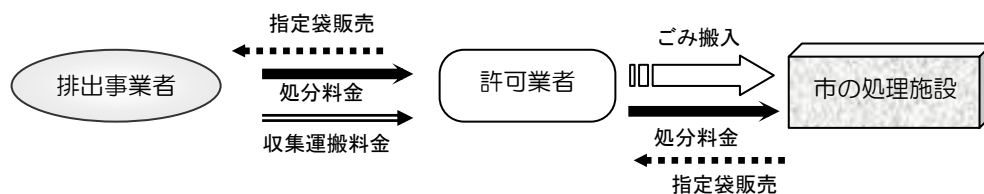
【札幌市】

- ・ H10年より生ごみの分別収集を始めており、生ごみの資源化施設での処理料金は、焼却工場より安価であり、自己搬入により持込む排出事業者も増加した。(札幌市ヒアリングより)

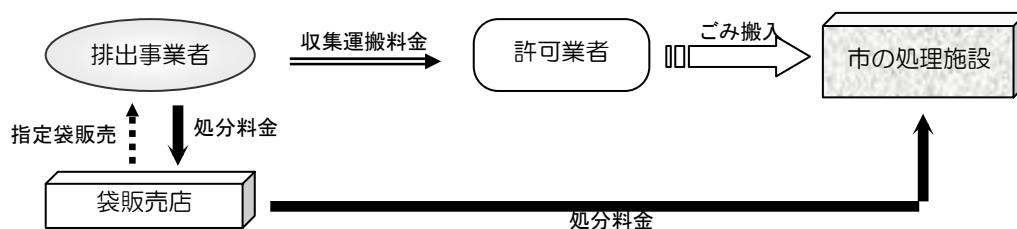
表3-4

<指定袋制度の方法例と現行制度の比較>

方法1 許可業者から指定袋（収集運搬料金と市の処分料金を含む）を購入



方法2 販売店から指定袋（市の処分料金のみを含む）を購入。収集運搬は別に許可業者と契約



現行 許可業者と契約（収集運搬料金と市の処分料金を含む）



図3-1

事業系ごみの推移(1)

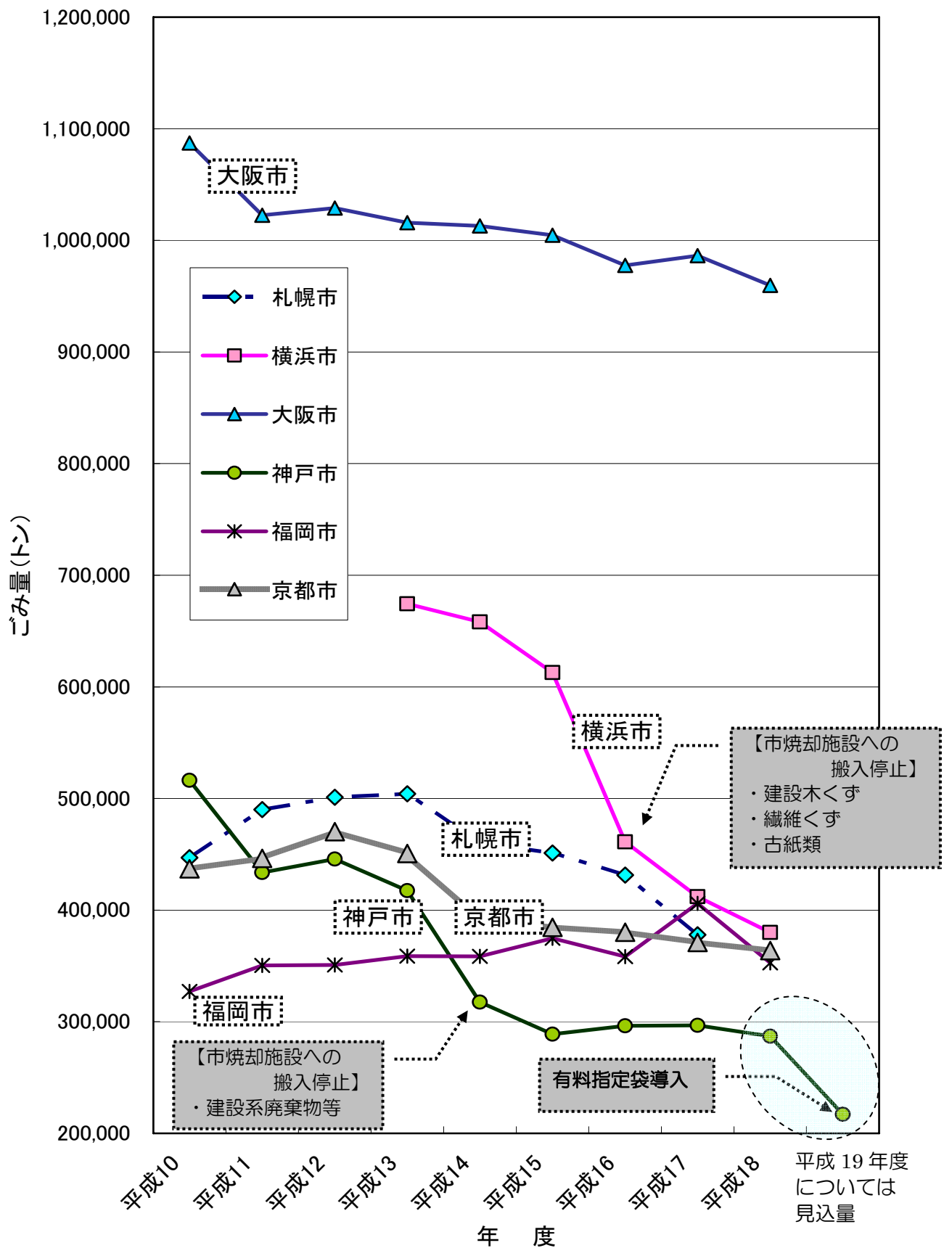
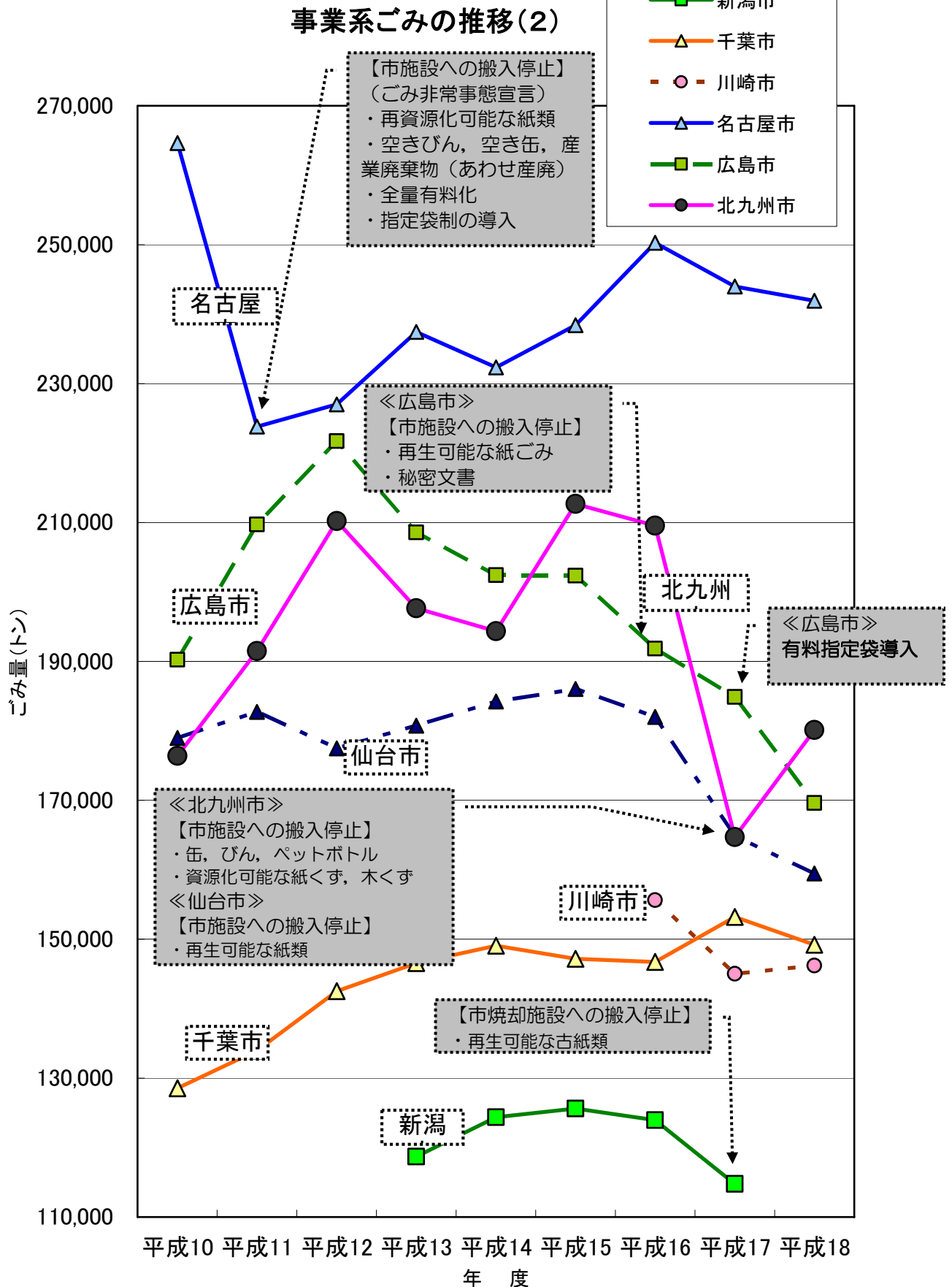


図3-2



(3) 各政令指定都市における許可業者の収集車両の現況について

資源ごみの分別回収に必要な車両等について、他都市の許可業者の状況を
表3-5に示す。

表3-5

	許可業者数		許可台数			車両台数別の許可業者数								増車の認否		備考 (許可条件)	
都市名	限定なし	限定あり (木くず、食品廃棄物等)	資源ごみ以外	資源ごみ		資源ごみ以外				資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・古紙等)							
				(缶・びん・ペットボトル・古紙等)	許可の内数	1台	2台	3台以上	6台以上	1台	2台	3台以上	6台以上	資源ごみ以外	資源ごみ		
札幌市	1	71	168 732	59	内	4	6	26	36				1				
仙台市	8	6	206	79		0	1	1	6	1	1	2	5	○	○	原則2台以上保有のこと	
さいたま市	94	5	330	把握していない	外	40	26	14	15					○	○		
千葉市																	
川崎市	113	9	354	把握していない		0	83	32	7					○	-	原則2台以上保有のこと	
横浜市	95	8	706	把握していない	外	0	0	53	42					○	○	原則3台以上保有のこと	
新潟市	59	63	668	把握していない	-	18	32	42	30					○	-		
静岡市	53	8	301			14	13	19	15					×	×		
浜松市																	
名古屋市	31	3	154											○	○	原則2台以上保有のこと	
京都市	84	74	200	把握していない	外	25	31	25	3					×	○		
大阪市	370	5	982	-		158	84	89	39					○	-		
堺市	一般廃棄物収集運搬業の許可制を実施していない(市による処理(有料))																
神戸市	21※1	2	269			1	0	2	18						×	×	
						※1について											
広島市	47	7	253			16	14	11	13					○	○		
北九州市	79	64	871	把握していない		22	20	47	54					○	-		
福岡市	13	4	125	0	-	0	1	1	11					×	-		

政令指定都市の事業系ごみの減量対策一覧

	許可業者収集ごみの出し方				手数料差による資源化誘導				受入停止 品目	古紙、びん・缶・ペットボトル等の資源化 に対する行政関与				
	可燃ごみ ○＝指定袋制 △＝一部指定袋制		不燃ごみ プラ、金属、 ガラス陶磁器 くず等	資源ごみ	焼却施設 (円/10kg)		資源化施設 (円/10kg)	備考		資源化施設			回収拠点 ※設置か 所数は H18現在	資源化業者の 情報提供
										びん、缶、 ペットボトル	古紙類	剪定枝		
札幌市			×	×	130	>	90	RDF施設	－	○ ※環境事業 公社	○ (RDF)	○ ※リサイクル 公社		○ ※HPで紹介 ※古紙回収協力店 制度 ※機密文書引受先 紹介
仙台市	△	許可業者独自のプリペ イド袋(未採用の業者 もある)	×	×	100	>	30	びん、缶、 ペットボトル	再生可能な 紙類	○ (びん、缶、 ペットボトル)			○ (3か所)	○ ※HPで紹介 ※機密文書引受先
さいたま市	－		×	×	170	>	100	びん、缶	－	○ (びん、缶)			○ (4か所)	○ ※剪定枝、木くずの 引取 先をHPで紹介
千葉市	○	単純指定袋 (許可業者が販売)	×	×	200		－		－				○ (9か所)	○ ※HPで紹介 ※機密文書引受先
川崎市	－		×	×	120		－		×					○ ※HPで紹介
横浜市	△	許可業者独自のプリペ イド袋(未採用の業者 もある)	×	×	130	>	100	剪定枝	再生可能な 紙類			○		○ ※HPで紹介 ※機密文書引受先 も紹介
新潟市	△	有料指定袋制と透明 袋排出が現在は混在 (合併による)H20.6で 廃止	×	×	120		－		再生可能な 紙類					○
静岡市	△	有料指定袋制(市収集 分のみ)とその他が現 在は混在(合併による)	×	×	73.5		－		－					

	許可業者収集ごみの出し方				手数料差による資源化誘導				受入停止 品目	古紙、びん・缶・ペットボトル等の資源化 に対する行政関与				
	可燃ごみ ○＝指定袋制 △＝一部指定袋制		不燃ごみ プラ、金属、 ガラス陶磁器 くず等	資源ごみ	焼却施設 (円/10kg)		資源化施設 (円/10kg)	備考		資源化施設			回収拠点 ※設置か 所数は H18現在	資源化業者の 情報提供
										びん、缶、 ペットボトル	古紙類	剪定枝		
浜松市	－	透明袋	×	×	50	>	30	ペットボトル	－	○ (ペットボトル)				○
名古屋市	○	単純指定袋 (記名式)	○	×(缶、びん、PET、発泡スチを資源ごみに規定	200		－		再生可能な紙類、空きびん、缶、ペットボトル、発泡スチロール	※紙製容器包装、プラスチック製容器包装について、1週間に1袋以下であれば、市資源収集に排出可能				○
大阪市	－	透明袋	×	×	58		－		－					○ (リプラザ大阪HP)
京都市	－	推奨袋	×	×	50 H20.4～ 65円/10kg		－		－					ごみ減量推進会議 で秘密書類回収
堺市	－	透明袋 (委託収集)	×	○(缶びん一部直営収集)	170		－		剪定枝	○ (びん、缶)				○
神戸市	○	処分料のみの 有料指定袋制	○	○(缶・びん・PET)	80	>	40	びん、缶、 ペットボトル	×	○ (びん、缶、 ペットボトル)				
広島市	○	処分料のみの 有料指定袋制	○	×	98	>	69	びん、缶、 ペットボトル、 古紙、剪定枝	再生可能な紙類、発泡スチロール	○ (ペットボトル)	○ (古紙)	○ (剪定枝)	○ (3か所)	○ ※HPで紹介 ※機密文書引受先
北九州市	△	許可業者独自のブリペイド袋(未採用の業者もある)	×	×	100		－		びん、缶、 ペットボトル、 再生可能な紙類、木くず					○ ※HPで紹介
福岡市	－	推奨袋	○	×	140	=	140	剪定枝	－			○ (剪定枝)	○ (4か所)	○ ※HPで紹介 ※機密文書引受先

「ごみの減量」の優先順位

表5-1は循環型社会形成推進基本法(循環型社会形成推進基本計画)に則った、ごみ減量の基本的な考え方を著したものである。
優先順位は上から下へ向かうにつれて、低くなる。

表5-1 循環型社会形成推進基本法(循環型社会形成推進基本計画)の考え方

1 発生抑制 (リデュース)	原材料の効率的な利用、製品の長寿命化等により廃棄物の発生量そのものを少なくする。
2 再使用 (リユース)	一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、中古品の利用や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収し、洗浄等した後、再び製品や部品、容器などとして使うこと等。(リターナブルびんのシステム、通い函の利用)
3 再生利用 (リサイクル)	使用済み製品や生産工程から出るごみなど回収したものを利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。(古紙類、金属スクラップ等)
4 熱回収	燃料製造、発電、温水供給等
5 適正処分 〔 破砕・焼却、 脱水・乾燥等 〕	重量或いは容積の縮減させるもの



事業系ごみの現状 第5回検討部会補足資料

1 事業系ごみの流れ

今回、事業系ごみの実態把握のため実施した「事業系ごみ減量対策基礎調査」から推計された、事業系ごみの発生から処理・資源化の流れは図6-1に示すとおりである。

これによれば、事業系ごみの総発生量(①)は45万トンで、そのうち10.8万トン(②(約24%))が資源回収業者および許可業者等によるルートで資源化され、残りの34.3万トン(③(約76%))が許可業者収集や持込ごみ等の事業系一般廃棄物や産業廃棄物として処理されている。

なお、事業系ごみとして発生している古紙、缶・びん・ペットボトルは、60～70%が資源化されていることが分かる。

図6-1 事業系ごみの流れ(推計)

〔事業系ごみ中の資源化可能物〕

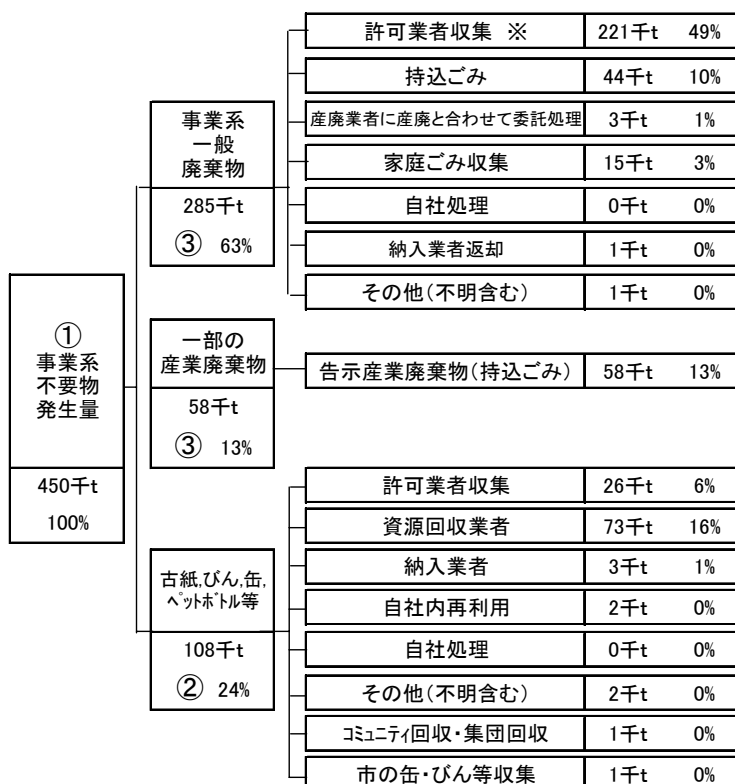
古紙	びん	缶	ペットボトル	食品廃棄物
303百t	25百t	26百t	18百t	908百t
59百t	—	—	—	—

廃棄物計 ①	362百t	25百t	26百t	18百t	908百t
	29%	37%	33%	43%	94%

〔品目別の資源化状況〕

古紙	びん	缶	ペットボトル	食品廃棄物
197百t	9百t	26百t	10百t	20百t
672百t	13百t	11百t	5百t	30百t
4百t	17百t	7百t	3百t	0百t
15百t	0百t	0百t	0百t	0百t
0百t	0百t	0百t	0百t	1百t
9百t	1百t	6百t	3百t	3百t
7百t	0百t	1百t	0百t	0百t
0百t	3百t	3百t	2百t	0百t

古紙、びん等計 ②	904百t	42百t	53百t	24百t	54百t
	71%	63%	67%	57%	6%
古紙、びん等計 ①+②	1,266百t	67百t	79百t	42百t	962百t
	100%	100%	100%	100%	100%



※四捨五入の関係で、個々の和は計と一致しない。

※許可業者収集量にマンションごみは含まない。

2 資源化可能物の排出状況

－許可業者収集関係－

(1) 許可業者の資源ごみ回収車保有台数

車両台数	許可業者数の分布
0台	14 業 者
1台	26 //
2台	17 //
3台	5 //
4台	3 //
5台	3 //
6台	1 //
7台	1 //
8台	0 //
9台	0 //
10台	1 //
回答業者数	71 //

許可業者84社中、
13社はアンケート
調査に無回答であっ
た。

※許可業者アンケート調査結果より

(2) 業種別契約件数割合（許可業者収集委託率）

業種		平成19年度			H18市内 事業所数	許可業者収集 委託率
		契約 事業所数	容積 (千t/年)	容積比		
農林水産業		1	47	0.0%	46	2%
鉱業		2	22	0.0%	6	33%
建設業		160	5,896	0.4%	4,383	4%
製造業		1,780	112,155	7.5%	9,383	19%
卸売業		919	66,984	4.5%	5,302	17%
小売業	百貨店・スーパー	323	155,679	10.4%	62	521%
	商業系テナントビル（複合含む）	241	37,195	2.5%	—	—
	コンビニエンスストア	450	35,582	2.4%	—	—
	食料品関連一般店舗	1,165	50,205	3.3%	5,921	20%
	物品関連一般店舗	1,992	70,988	4.7%	11,140	18%
	小売市場・商店街	208	23,090	1.5%	—	—
		4,379	372,739	24.9%	17,123	26%
飲食店	ファーストフード	249	15,342	1.0%	—	—
	レストラン・一般食堂	5,006	177,098	11.8%	7,479	67%
	軽食店	2,062	46,425	3.1%	4,667	44%
	飲食系テナントビル	94	11,977	0.8%	—	—
		7,411	250,842	16.7%	12,146	61%
事務所	事務所・営業所	1,876	85,449	5.7%	6,924	27%
	事務所系ビル	284	24,344	1.6%	—	—
		2,160	109,793	7.3%	6,924	31%
サービス業	ホテル・旅館業	290	97,273	6.5%	622	47%
	病院	1,083	65,981	4.4%	4,055	27%
	学校	487	44,760	3.0%	2,116	23%
	その他サービス業	2,382	149,062	9.9%	15,002	16%
		4,242	357,076	23.8%	21,795	19%
マンション・アパート		3,311	218,371	14.6%	—	—
不明		92	5,625	0.4%	—	—
合計		24,457	1,499,550	100.0%	77,108	32%

(3) 定 価 表

一般廃棄物収集運搬処理料金 (100リットル=800円)

1回収集料	12回/月	25回/月	毎 日
100ℓ	9600円	20000円	24000円
200ℓ	19200円	40000円	48000円
300ℓ	28800円	60000円	72000円
400ℓ	38400円	80000円	96000円
500ℓ	48000円	100000円	120000円
600ℓ	57600円	120000円	144000円
700ℓ	67200円	140000円	168000円
800ℓ	76800円	160000円	192000円
900ℓ	86400円	180000円	216000円
1000ℓ	96000円	200000円	240000円
2000ℓ	192000円	400000円	480000円
3000ℓ	288000円	600000円	720000円
4000ℓ	384000円	800000円	960000円

平成13年7月1日現在

京都清掃業協同組合

(4) 啓発冊子抜粋 (京都市作成)

7 ごみの処理の仕方

1. 許可業者との契約によるごみ処理

●●● 許可業者との契約方法 ●●●

① 許可業者まで
ご相談ください。

※ビルに入居している
事業者の方はビルの
オーナーや管理会社
にご相談ください。

② 収集回数や
料金などの必
要事項を確認
してください。

③ 許可業者と
契約します。

④ ごみ量が増減した場合
などは、必要に応じて、契
約した許可業者とごみの
出し方や料金などについ
て見直しをおこないます。

Point

許可業者とは？

事業系一般廃棄物を市のクリーンセンターに持ち込み、焼却する
ために、市が収集・運搬の許可を与えている業者です。また、許
可業者は資源ごみも収集・運搬してリサイクルしています。
なお、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者と契約して、適正に処理
してください。

収集回数は？

営業日数を考慮して、1週間に何回くらい収集してもらいたいの
か検討してください。

収集時間は？

営業時間を考慮して、何時頃収集してもらいたいのかを検討し、
収集業者と相談してください。

収集量は？

1日に排出するごみ袋の数やごみの内容物を確認してください。

収集場所は？

あらかじめ、ごみを排出する場所を検討し、収集業者と相談して
ください。

不明な点は？

廃棄物指導課または許可業者全社が加
入する京都環境事業協同組合までご相
談ください。

ごみ処理手数料 (平成18年7月1日現在)

ごみ処理手数料
(100ℓにつき)

800円/100ℓを超えない額

2. 市施設への自己搬入によるごみ処理

① ごみの種類を確認してください。

② 搬入場所を確認してください。

③ ごみ処理料金を確認してください。

④ 搬入申告書を記入してください。

⑤ 搬入(申告書を提出してください。)

Point

◆各施設で搬入できるごみは？

クリーンセンター(焼却工場)…そのまま燃えるごみ、大型ごみ
エコランド音羽の杜(埋立事業管理事務所)
…がれき類、ガラス類、陶器類、レンガ、ブロック
(詳しくは各施設に事前に問い合わせてください。)

◆料金・搬入場所は？

ごみ処理料金や搬入場所などは10ページでご確認ください。

◆申告書はどこにあるのか？

搬入申告書の配布場所は、各クリーンセンター、環境局適正処
理施設部管理課、各まち美化事務所、各区役所、支所まちづく
り推進課で配布しております。

(5) 市内事業所の業種別業者収集ごみの契約状況の推移

業種		平成 8 年度			平成 1 0 年度			平成 1 2 年度			平成 1 5 年度			平成 1 8 年度			平成 1 9 年度			収集量増加率 (H19/H8)
		契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	契約 事業所数	容積 (千ℓ/年)	容積比	
農林水産業		7	230	0. 0%	7	1, 765	0. 1%	7	1, 806	0. 1%	6	431	0. 0%	3	250	0. 0%	1	47	0. 0%	0. 20
鉱業		5	164	0. 0%	3	46	0. 0%	3	46	0. 0%	1	3	0. 0%	2	22	0. 0%	2	22	0. 0%	0. 13
建設業		140	5, 225	0. 4%	131	4, 775	0. 4%	144	5, 873	0. 4%	155	7, 064	0. 5%	167	7, 198	0. 5%	160	5, 896	0. 4%	1. 13
製造業		1, 923	118, 875	9. 6%	1, 936	130, 407	10. 0%	1, 850	133, 627	9. 8%	1, 776	126, 913	9. 0%	1, 709	113, 088	7. 6%	1, 780	112, 155	7. 5%	0. 94
卸売業		1, 136	80, 030	6. 4%	1, 210	82, 613	6. 3%	1, 130	78, 732	5. 7%	995	75, 748	5. 4%	932	66, 104	4. 5%	919	66, 984	4. 5%	0. 84
小売業	百貨店・スーパー	395	163, 877	13. 2%	408	186, 230	14. 2%	411	190, 620	13. 9%	358	169, 918	12. 1%	325	151, 144	10. 2%	323	155, 679	10. 4%	0. 95
	商業系テナントビル（複合含む）	217	28, 537	2. 3%	228	30, 152	2. 3%	243	29, 243	2. 1%	268	38, 614	2. 8%	227	36, 718	2. 5%	241	37, 195	2. 5%	1. 30
	コンビニエンスストアー	412	36, 590	2. 9%	451	25, 254	1. 9%	561	41, 161	3. 0%	489	38, 980	2. 8%	440	33, 680	2. 3%	450	35, 582	2. 4%	0. 97
	食料品関連一般店舗	1, 231	47, 582	3. 8%	1, 238	48, 371	3. 7%	1, 183	47, 996	3. 5%	1, 098	46, 798	3. 3%	1, 146	52, 716	3. 6%	1, 165	50, 205	3. 3%	1. 06
	物品関連一般店舗	1, 958	71, 085	5. 7%	2, 026	72, 245	5. 5%	1, 995	70, 762	5. 2%	1, 919	78, 225	5. 6%	2, 027	77, 671	5. 3%	1, 992	70, 988	4. 7%	1. 00
	小売市場・商店街	75	19, 332	1. 6%	79	20, 143	1. 5%	99	19, 009	1. 4%	121	19, 193	1. 4%	159	20, 919	1. 4%	208	23, 090	1. 5%	1. 19
飲食店		4, 288	367, 003	29. 5%	4, 430	382, 395	29. 3%	4, 492	398, 790	29. 1%	4, 253	391, 728	27. 9%	4, 324	372, 848	25. 2%	4, 379	372, 739	24. 9%	1. 02
飲食店	ファーストフード	288	14, 377	1. 2%	298	16, 375	1. 3%	291	16, 660	1. 2%	269	17, 337	1. 2%	251	15, 805	1. 1%	249	15, 342	1. 0%	1. 07
	レストラン・一般食堂	4, 622	157, 002	12. 6%	4, 737	161, 233	12. 3%	4, 829	167, 798	12. 2%	4, 651	171, 408	12. 2%	4, 994	180, 546	12. 2%	5, 006	177, 098	11. 8%	1. 13
	軽食店	1, 798	44, 846	3. 6%	1, 881	44, 709	3. 4%	1, 797	43, 969	3. 2%	1, 651	43, 302	3. 1%	2, 094	46, 735	3. 2%	2, 062	46, 425	3. 1%	1. 04
	飲食系テナントビル	132	17, 878	1. 4%	132	18, 105	1. 4%	136	17, 734	1. 3%	129	17, 406	1. 2%	86	11, 816	0. 8%	94	11, 977	0. 8%	0. 67
		6, 840	234, 103	18. 8%	7, 048	240, 423	18. 4%	7, 053	246, 160	18. 0%	6, 700	249, 454	17. 8%	7, 425	254, 902	17. 2%	7, 411	250, 842	16. 7%	1. 07
事務所	事務所・営業所	1, 170	68, 882	5. 5%	1, 234	67, 876	5. 2%	1, 314	73, 477	5. 4%	1, 424	81, 150	5. 8%	1, 565	80, 728	5. 5%	1, 876	85, 449	5. 7%	1. 24
	事務所系ビル	163	17, 127	1. 4%	175	18, 170	1. 4%	183	18, 937	1. 4%	193	20, 250	1. 4%	279	24, 609	1. 7%	284	24, 344	1. 6%	1. 42
サービス業		1, 333	86, 009	6. 9%	1, 409	86, 046	6. 6%	1, 497	92, 413	6. 7%	1, 617	101, 400	7. 2%	1, 844	105, 337	7. 1%	2, 160	109, 793	7. 3%	1. 28
サービス業	ホテル・旅館業	343	65, 191	5. 2%	342	75, 271	5. 8%	331	72, 388	5. 3%	320	69, 063	4. 9%	293	92, 011	6. 2%	290	97, 273	6. 5%	1. 49
	病院	390	47, 407	3. 8%	421	52, 356	4. 0%	570	57, 518	4. 2%	684	69, 019	4. 9%	975	84, 208	5. 7%	1, 083	65, 981	4. 4%	1. 39
	学校	343	24, 666	2. 0%	359	29, 696	2. 3%	486	38, 625	2. 8%	494	32, 833	2. 3%	553	47, 921	3. 2%	487	44, 760	3. 0%	1. 81
	その他サービス業	1, 578	102, 801	8. 3%	1, 717	106, 217	8. 1%	1, 769	111, 847	8. 2%	1, 795	122, 674	8. 7%	1, 988	123, 285	8. 3%	2, 382	149, 062	9. 9%	1. 45
		2, 654	240, 066	19. 3%	2, 839	263, 540	20. 2%	3, 156	280, 377	20. 5%	3, 293	293, 589	20. 9%	3, 809	347, 425	23. 5%	4, 242	357, 076	23. 8%	1. 49
マンション・アパート		1, 631	109, 284	8. 8%	1, 797	113, 191	8. 7%	2, 028	130, 517	9. 5%	2, 233	155, 176	11. 1%	2, 932	200, 431	13. 6%	3, 311	218, 371	14. 6%	2. 00
不明		61	1, 147	0. 1%	45	1, 838	0. 1%	43	1, 551	0. 1%	43	2, 428	0. 2%	191	11, 124	0. 8%	92	5, 625	0. 4%	4. 90
合計		20, 018	1, 242, 136	100. 0%	20, 855	1, 307, 039	100. 0%	21, 403	1, 369, 893	100. 0%	21, 072	1, 403, 933	100. 0%	23, 338	1, 478, 728	100. 0%	24, 457	1, 499, 550	100. 0%	1. 21
排出量 ランク別	～1, 250ℓ/月以下	4, 453	41, 272	3. 3%	4, 910	43, 073	3. 3%	4, 520	41, 458	3. 0%	4, 159	36, 697	2. 6%	5, 418	45, 244	3. 1%	6, 228	51, 492	3. 4%	1. 25
	1, 250～2, 500ℓ/月以下	6, 430	124, 728	10. 0%	6, 454	124, 127	9. 5%	6, 599	125, 344	9. 1%	6, 299	118, 991	8. 5%	6, 701	127, 292	8. 6%	6, 798	132, 236	8. 8%	1. 06
	2, 500～5, 000ℓ/月以下	4, 556	172, 765	13. 9%	4, 749	181, 119	13. 9%	5, 029	189, 145	13. 8%	5, 059	190, 377	13. 6%	5, 258	200, 398	13. 6%	5, 390	205, 501	13. 7%	1. 19
	5, 000～10, 000ℓ/月以下	2, 557	198, 336	16. 0%	2, 631	203, 763	15. 6%	3, 085	241, 574	17. 6%	3, 195	250, 808	17. 9%	3, 425	266, 599	18. 0%	3, 618	280, 384	18. 7%	1. 41
	10, 000～25, 000ℓ/月以下	1, 339	228, 318	18. 4%	1, 424	241, 950	18. 5%	1, 458	246, 150	18. 0%	1, 619	276, 138	19. 7%	1, 836	311, 135	21. 0%	1, 728	294, 468	19. 6%	1. 29
	25, 000～50, 000ℓ/月以下	396	146, 054	11. 8%	383	142, 353	10. 9%	396	149, 644	10. 9%	422	158, 901	11. 3%	405	152, 978	10. 3%	398	150, 248	10. 0%	1. 03
	50, 000～100, 000ℓ/月以下	192	145, 453	11. 7%	196	147, 862	11. 3%	216	164, 411	12. 0%	217	162, 987	11. 6%	199	150, 400	10. 2%	197	148, 887	9. 9%	1. 02
	100, 000ℓ/月～	95	185, 209	14. 9%	108	222, 793	17. 0%	100	212, 166	15. 5%	102	209, 034	14. 9%	96	224, 683	15. 2%	100	236, 334	15. 8%	1. 28
	合計	20, 018	1, 242, 136	100. 0%	20, 855	1, 307, 039	100. 0%	21, 403	1, 369, 893	100. 0%	21, 403	1, 403, 933	100. 0%	23, 338	1, 478, 728	100. 0%	24, 457	1, 499, 550	100. 0%	1. 21

(6) 1事業所1日当たりの業種別資源化可能物の排出量

(kg/事業所/日)

		建設業	製造業	卸売業	スーパー等	コンビニエンスストア	その他小売業	小売業	飲食店	事務所	サービス業	事業系ごみ全体
事業所数		163	1,780	919	564	450	3,365	4,379	7,411	2,160	4,334	21,146
古紙類	新聞（折ったままのみ）	0.0	0.0	0.1	0.3	0.7	0.1	0.2	0.2	0.7	0.9	0.4
	折り込み広告	0.0	0.1	0.1	0.7	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
	雑誌	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	1.3	0.4
	書類	0.0	0.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	段ボール（部品等の小型除く）	0.7	0.8	3.5	2.7	0.0	1.2	1.3	2.2	0.2	1.8	1.6
	大型紙箱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	色白紙（OA用紙）	0.3	0.5	0.2	0.5	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.4	0.2
	色付き紙	1.1	1.8	0.8	4.7	1.1	1.6	1.9	0.4	2.4	2.6	1.5
	印刷残紙・出版残紙	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	紙バック（大型のみ、7歳無し）	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
小計		2.2	4.3	5.6	9.4	2.0	3.2	3.9	3.4	4.0	7.6	4.6
プラスチック類	トロ箱	0.0	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1	0.0	0.2
	ペットボトル	0.2	0.1	0.1	0.7	1.3	0.1	0.3	0.1	0.1	0.7	0.3
小計		0.2	0.1	0.1	5.4	1.3	0.1	0.9	0.1	0.2	0.7	0.4
古布類		0.0	0.1	0.4	0.2	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1
びん類（飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む）		0.0	0.2	0.1	0.7	3.8	0.2	0.6	0.2	0.0	0.7	0.4
缶類（飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む）		0.0	0.1	0.2	0.6	1.8	0.1	0.3	0.1	0.1	1.2	0.4
資源化可能な物 合計		2.5	4.9	6.5	16.4	9.0	3.8	5.9	4.0	4.5	10.4	5.9

《週6日営業として算定》

（本市推計による）

(7) 事業場規模別・業種別の排出状況

〔ごみ〕 30人未満の事業場のごみ量 全体の61%

		ごみ(t/年)								総発生量	
		許可業者	自社搬入	産廃業者	市の家庭 ごみ収集	自社処理	納入業者 返却	その他	不明		合計
30人 未満 事業所	建設業	1,500	55,600	0	0	0	0	0	0	57,100	58,030
	製造業	11,800	1,400	1,000	2,900	0	0	0	0	17,100	20,410
	電気・ガス等業	0	3,200	0	0	0	0	0	0	3,200	3,200
	情報通信業	600	0	0	200	0	0	0	0	800	870
	運輸業	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000	11,990
	卸売業	5,300	0	0	1,000	0	0	0	0	6,300	12,480
	小売業	18,500	0	0	5,300	0	0	0	0	23,800	48,440
	飲食店	44,900	0	0	3,000	0	0	700	0	48,600	55,380
	金融・保険業	500	0	0	0	0	0	0	0	500	1,600
	不動産業	700	0	0	300	0	0	0	0	1,000	2,910
	ホテル・旅館業	16,300	0	0	0	0	0	0	0	16,300	17,050
	医療・福祉	3,200	0	0	500	0	0	0	0	3,700	4,380
	学校	5,900	0	0	0	0	0	0	0	5,900	6,930
	サービス業	21,500	0	0	1,800	0	1,000	0	100	24,400	28,990
合計	135,700	60,200	1,000	15,000	0	1,000	700	100	213,700	272,660	
割合	50%	22%	0%	5%	0%	0%	0%	0%	78%	100%	
		許可業者	自社搬入	産廃業者	市の家庭 ごみ収集	自社処理	納入業者 返却	その他	不明	合計	総発生量
30人 以上 事業所	建設業	300	5,900	0	0	0	0	0	0	6,200	6,730
	製造業	4,400	1,700	2,100	0	100	0	0	0	8,300	14,840
	電気・ガス等業	100	0	0	0	0	0	0	0	100	100
	情報通信業	700	0	0	0	0	0	0	0	700	840
	運輸業	4,100	800	0	0	0	0	0	0	4,900	7,880
	卸売業	4,000	11,700	0	0	0	0	0	0	15,700	23,270
	小売業	19,600	6,800	0	0	0	0	0	0	26,400	48,830
	飲食店	4,600	0	0	0	0	0	0	0	4,600	5,230
	金融・保険業	1,400	2,300	0	0	0	0	0	0	3,700	4,230
	不動産業	100	0	0	0	0	0	0	0	100	220
	ホテル・旅館業	15,000	4,200	0	0	0	0	0	0	19,200	20,660
	医療・福祉	11,700	5,600	0	0	0	0	0	0	17,300	18,730
	学校	6,800	0	0	0	0	0	0	0	6,800	8,460
	サービス業	12,700	2,300	0	0	0	0	0	0	15,000	17,710
合計	85,500	41,300	2,100	0	100	0	0	0	129,000	177,730	
割合	48%	23%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	73%	100%	
		許可業者	自社搬入	産廃業者	市の家庭 ごみ収集	自社処理	納入業者 返却	その他	不明	合計	総発生量
全体	建設業	1,800	61,500	0	0	0	0	0	0	63,300	64,760
	製造業	16,200	3,100	3,100	2,900	100	0	0	0	25,400	35,250
	電気・ガス等業	100	3,200	0	0	0	0	0	0	3,300	3,300
	情報通信業	1,300	0	0	200	0	0	0	0	1,500	1,710
	運輸業	9,100	800	0	0	0	0	0	0	9,900	19,870
	卸売業	9,300	11,700	0	1,000	0	0	0	0	22,000	35,750
	小売業	38,100	6,800	0	5,300	0	0	0	0	50,200	97,270
	飲食店	49,500	0	0	3,000	0	0	700	0	53,200	60,610
	金融・保険業	1,900	2,300	0	0	0	0	0	0	4,200	5,830
	不動産業	800	0	0	300	0	0	0	0	1,100	3,130
	ホテル・旅館業	31,300	4,200	0	0	0	0	0	0	35,500	37,710
	医療・福祉	14,900	5,600	0	500	0	0	0	0	21,000	23,110
	学校	12,700	0	0	0	0	0	0	0	12,700	15,390
	サービス業	34,200	2,300	0	1,800	0	1,000	0	100	39,400	46,700
合計	221,200	101,500	3,100	15,000	100	1,000	700	100	342,700	450,390	
割合	49%	23%	1%	3%	0%	0%	0%	0%	76%	100%	

〔古紙類・びん類・缶類・ペットボトル等合計〕

		古紙、びん・缶・ペットボトル等合計(t/年)									
		許可業者	資源 回収業者	市のびん 等の収集	集団 回収等	納入業者 返却	自社内 再利用	自社処理	その他(古 紙問屋自社 搬入等)	不明	合計
30人 未満 事業所	建設業	230	700	0	0	0	0	0	0	0	930
	製造業	250	2,170	150	100	30	0	70	70	470	3,310
	電気・ガス等業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	70	0	0	0	0	0	0	0	70
	運輸業	5,020	1,840	0	100	30	0	0	0	0	6,990
	卸売業	320	5,620	140	0	0	0	0	100	0	6,180
	小売業	3,370	19,980	330	370	430	0	0	0	160	24,640
	飲食店	1,670	3,880	60	0	1,170	0	0	0	0	6,780
	金融・保険業	100	0	0	0	0	1,000	0	0	0	1,100
	不動産業	0	1,910	0	0	0	0	0	0	0	1,910
	ホテル・旅館業	520	230	0	0	0	0	0	0	0	750
	医療・福祉	200	400	20	0	50	0	0	0	10	680
	学校	0	300	0	100	630	0	0	0	0	1,030
	サービス業	360	3,020	110	100	240	0	0	600	160	4,590
	合計	12,040	40,120	810	770	2,580	1,000	70	770	800	58,960
	割合	4%	15%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	22%
		許可業者	資源 回収業者	市のびん 等の収集	集団 回収等	納入業者 返却	自社内 再利用	自社処理	その他(古 紙問屋自社 搬入等)	不明	合計
30人 以上 事業所	建設業	0	400	0	0	0	0	0	0	130	530
	製造業	1,850	4,530	0	0	160	0	0	0	0	6,540
	電気・ガス等業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	50	0	0	0	90	140
	運輸業	2,040	920	0	0	20	0	0	0	0	2,980
	卸売業	2,660	4,770	0	0	20	100	0	0	20	7,570
	小売業	4,060	17,840	0	0	20	400	0	0	110	22,430
	飲食店	620	10	0	0	0	0	0	0	0	630
	金融・保険業	100	200	0	0	0	0	0	200	30	530
	不動産業	20	100	0	0	0	0	0	0	0	120
	ホテル・旅館業	1,020	420	0	0	10	0	0	0	10	1,460
	医療・福祉	530	760	0	0	140	0	0	0	0	1,430
	学校	350	1,200	0	0	60	0	0	0	50	1,660
	サービス業	920	1,740	0	0	40	0	0	0	10	2,710
	合計	14,170	32,890	0	0	520	500	0	200	450	48,730
	割合	8%	19%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	27%
		許可業者	資源 回収業者	市のびん 等の収集	集団 回収等	納入業者 返却	自社内 再利用	自社処理	その他(古 紙問屋自社 搬入等)	不明	合計
全体	建設業	230	1,100	0	0	0	0	0	0	130	1,460
	製造業	2,100	6,700	150	100	190	0	70	70	470	9,850
	電気・ガス等業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	70	0	0	50	0	0	0	90	210
	運輸業	7,060	2,760	0	100	50	0	0	0	0	9,970
	卸売業	2,980	10,390	140	0	20	100	0	100	20	13,750
	小売業	7,430	37,820	330	370	450	400	0	0	270	47,070
	飲食店	2,290	3,890	60	0	1,170	0	0	0	0	7,410
	金融・保険業	200	200	0	0	0	1,000	0	200	30	1,630
	不動産業	20	2,010	0	0	0	0	0	0	0	2,030
	ホテル・旅館業	1,540	650	0	0	10	0	0	0	10	2,210
	医療・福祉	730	1,160	20	0	190	0	0	0	10	2,110
	学校	350	1,500	0	100	690	0	0	0	50	2,690
	サービス業	1,280	4,760	110	100	280	0	0	600	170	7,300
	合計	26,210	73,010	810	770	3,100	1,500	70	970	1,250	107,690
	割合	6%	16%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	24%

今後のスケジュール（案）

	審議内容
第1回 (5/22)	これまでの論点整理と議論の方向について 調査内容の説明
第2回 (8/3)	調査内容に基づく減量化対策の検討① 調査結果の概要と市の施設での受入のあり方について
第3回 (9/19)	調査内容に基づく減量化対策の検討②
第4回 (10/26)	調査内容に基づく減量化対策の検討③ 中間報告とりまとめ
第41回本会 (12/14)	部会からの中間報告について
第5回 (1/30)	○事業系ごみ減量化へ向けた方向性の確認 1 今後の部会進行について 2 事業系ごみの現状と取組 3 議論の基本的な方向性
第6回 (3/24)	○事業系ごみ減量化へ向けた、効果的インセンティブの 模索について① 1 事業系ごみの現状と課題 2 排出事業者のごみ減量に向けたインセンティブについて 3 他都市の動向
第7回 (4月下旬)	○事業系ごみ減量化へ向けた、効果的インセンティブの 模索について② 1 実施に向けた検討（方法ごとの長所・短所整理、効果の予測） 2 周知・啓発方法の検討（減量マニュアル素案など） ○事業系ごみの全般的な減量化対策について
第8回 (5月下旬)	最終報告とりまとめ
第42回本会 (6月下旬)	部会からの最終報告を踏まえた答申の内容について



答 申

参考資料 1

1. 排出量を袋等で把握—有料指定袋制—

(1) 市のごみ処理手数料のみを上乗せした有料指定袋制

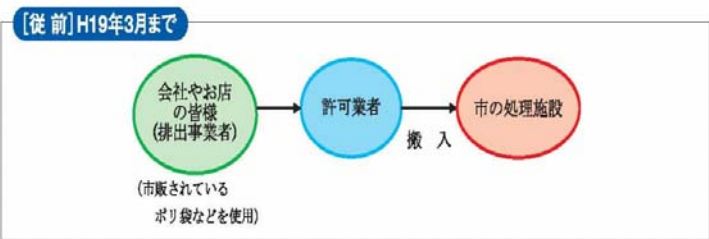
排出事業者は、市のごみ処理手数料を上乗せした有料指定袋をコンビニエンス等で購入し、収集は許可業者と別途契約して収集を依頼する。許可業者にとっては、ごみ処理手数料の値上げに伴う排出事業者との調整が不要となる。また、排出事業者にとっては、ごみ減量によるごみ袋の購入費の削減に結びつき、ごみ減量行動実践へのインセンティブが働くとされている。ただし一方で、袋に入らないごみへの対応、テナントビル等でテナントが有料指定袋で排出しなかったごみのメンテナンス業者による詰め替え作業負担、有料指定袋以外での搬入に対する監視体制の強化などが必要となると言われている。

1) 神戸市

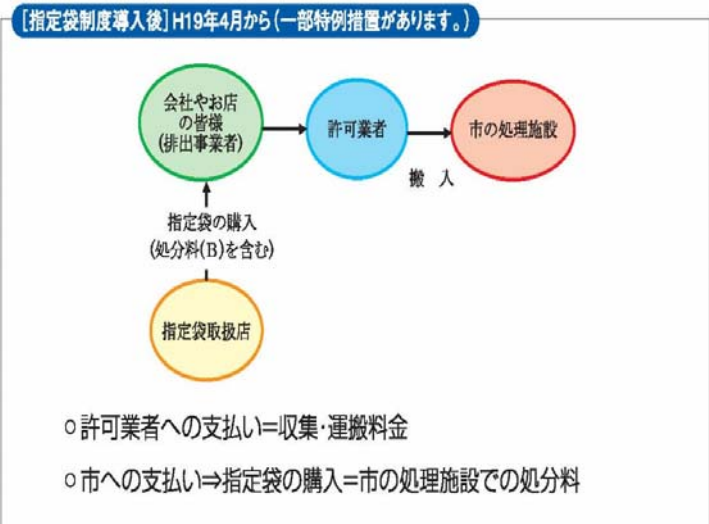
神戸市では平成19年4月から事業系ごみへ有料指定袋制を導入した。その概要は図1、有料指定袋の料金は表1のとおりである。また、許可業者との収集・運搬に関する契約については表2に示すとおりである。

図1 神戸市の有料指定袋制の概要

表1 有料指定袋の代金



○ 許可業者への支払い＝収集・運搬料金＋市処理施設での処分料



<<< 指定袋の販売価格 (10枚1組) >>> 2007.2.1現在

種 類	容 量	販売価格	種 類	容 量	販売価格
可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円
	45L袋	840円		45L袋	1,380円
	70L袋	1,310円		70L袋	2,150円
	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円
不燃ごみ用	30L袋	690円		45L袋	270円
	45L袋	1,020円		70L袋	420円
	70L袋	1,590円			

販売価格には消費税を含む。

<有料指定袋代の計算式>
ごみ袋の容積×重量換算係数(可燃・不燃・粗大 0.2, 資源 0.08)×ごみ処理手数料＋袋制作費(12円/枚)
(ごみ処理手数料)

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
80 円/10kg	100 円/10kg	140 円/10kg	40 円/10kg

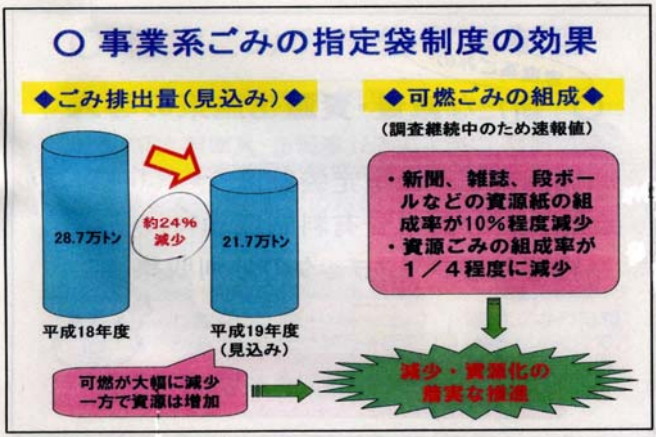


表2 許可業者との収集・運搬に関する契約

収集・運搬料金

収集・運搬料金は神戸市手数料条例により、その上限額が決まられています。その額は右の表のとおりです。
ごみの量は、増減しますので、数ヶ月間のごみ量を勘案し、契約をしてください。

区 分	金 額
指定袋による場合	30L 96円／袋
	45L 144円／袋
	70L 224円／袋
	90L 288円／袋
重量による場合	160円／10kg

○割増料金

時間外収集など特別の作業を要した場合は、神戸市手数料条例施行規則により割増が認められています。その基準は次のとおりです。

1割増

分別して指定袋に収納された廃棄物を排出者の依頼により、許可業者が同一車両に混載しなければならない場合（許可業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に定める処分業（積替・保管）の許可を得ている場合に限る。）

3割増

午後5時以降午後10時までに収集する場合
ごみがバラ出しのまま集積されており、収集時に容器への収集作業又は梱包を必要とする場合
ダストシート等、建物一体となっているためにかき出し作業を必要とする場合
収集車両の駐車可能地点から20メートル以上の小運搬作業を必要とする場合
収集車両の駐車可能地点から1階以上の階差があり、集積場所から小運搬作業を必要とする場合

5割増

午後10時以降午前5時までに収集する場合
3割の範囲内において加算することができる作業が複合する場合
少量排出に伴う不定期収集が行われる場合

資料：「事業系一般廃棄物の排出の際の指定袋の使用についてのチラシ」（神戸市）

2）広島市

広島市は、平成17年10月に事業系ごみに有料指定袋制を導入した。その制度の概要は図2に示すとおりである。また、袋代の算定方法は、袋の重量を推定、ごみ処理手数料の98円／10kgから、袋の大きさに応じた手数料相当額を算定し、これに袋の制作費と徴収委託費を加えている。

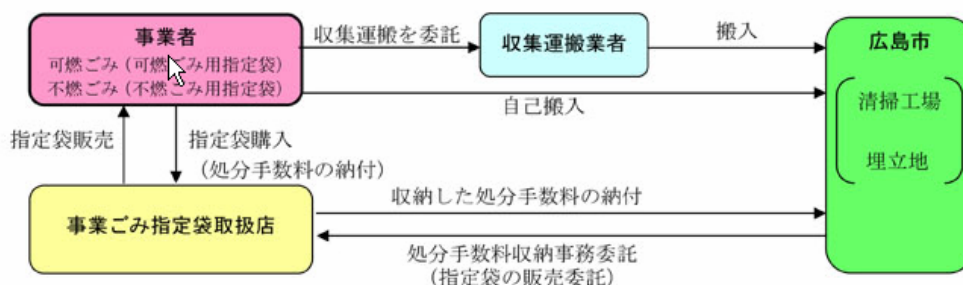
事業系ごみに対する有料指定袋制導入による減量効果については、平成16年度に対する平成18年度の事業系ごみ量が、19.2万トンから17.0万トンへ約10%削減されたと報告している（図3参照）。

図2 制度の概要

会社やお店など、可燃ごみや不燃ごみを排出する事業者は、「事業ごみ指定袋取扱店」で「事業ごみ指定袋」を購入していただき、収集運搬業者に運搬をお願いして（又は自ら運搬して）、市の清掃工場（焼却施設）や埋立地でごみを処分することになります。

この指定袋の価格は、本市の焼却施設や埋立地でごみを処分する際に必要な処分手数料となっています。

指定袋に入れていないごみは本市の焼却施設や埋立地へ搬入することはできませんので、指定袋を使用してください。（自己搬入で処分手数料を即納する場合などを除く。）



資料：広島市ホームページ

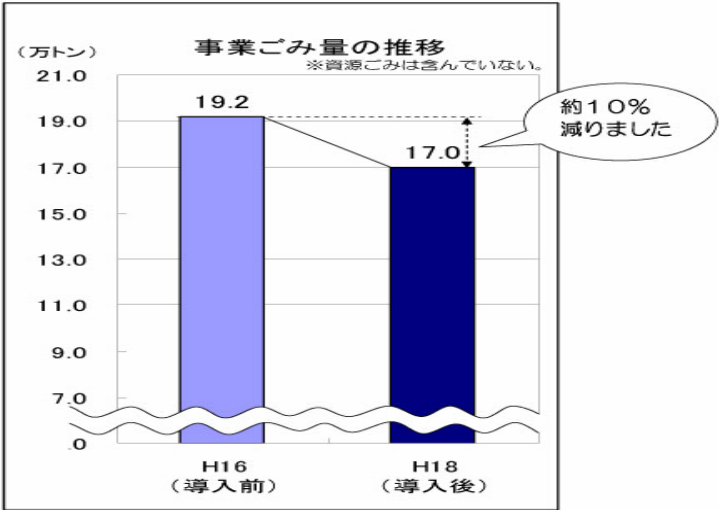
表3 指定袋の種類と価格内訳

(平成 17 年 10 月改定 ※可燃ごみ10、90リットル袋は平成18年7月からの導入)

処分手数料額				
区 分			単 位	金額（円）
固形状一般廃棄物処分手数料	市長が指定する袋に収納して搬入する場合	焼却施設へ搬入するとき	10 リットル袋 1 袋につき	23
			30 リットル袋 1 袋につき	69
			45 リットル袋 1 袋につき	104
			70 リットル袋 1 袋につき	161
			90 リットル袋 1 袋につき	208
		埋立地へ搬入するとき	45 リットル袋 1 袋につき	63
			70 リットル袋 1 袋につき	98
			90 リットル袋 1 袋につき	126
	その他の場合		10 キログラムまでごとに	98

注) 容積から重量の換算値は、可燃ごみ2kg/10ℓ、不燃ごみ1.1kg/10ℓ。

図3 有料指定袋制導入による事業系ごみの減量効果（広島市）



資料：広島市ホームページ

3) 東広島市

東広島市では、平成13年4月から事業系ごみ有料指定袋制度を導入している。ここでは、シールを用意し袋に入らないごみへ対応している。なお、導入後約19%のごみ減量効果が現れている（図4参照）。

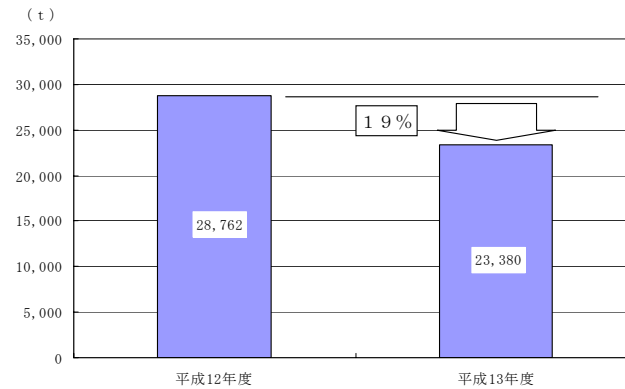
写真1 有料指定袋とラベル



表4 指定袋の種類と価格内訳

種別		容量	金額	1組の枚数
指定袋	燃やせるごみ専用 (赤色)	20リットル	300円/組	10枚
		45リットル	700円/組	
		90リットル	1,400円/組	
	ビン・カン専用 (青色)	30リットル	400円/組	
		90リットル	1,200円/組	
シール (処分券)	燃やせる粗大ごみ (袋に入らないもの)		300円/枚 (30kg分)	

図4 有料指定袋制導入による事業系ごみの減量効果（東広島市）



（２）市のごみ処理手数料及び許可業者の収集運搬料金を上乗せした有料指定袋制

許可業者が独自に市のごみ処理手数料及び許可業者の収集運搬料金を上乗せした有料指定袋制や有料ラベルを販売し、料金徴収をしている場合が、札幌市、仙台市、千葉市、名古屋市（有料ラベル）、北九州市などいくつか見られる。ただし、個々の許可業者独自の取組であり、札幌市を除いて、有料指定袋を採用している許可業者と採用していない許可業者が混在している。

２．排出量を直接計量－収集時計量－

１）札幌市での実施事例（容積による計量）

札幌市では平成6年4月に、事業系ごみの収集運搬の許可を(財)札幌市環境事業公社に一元的に集約している。

同公社では、市内の33千事業所から排出される事業系ごみを収集しているが、基本的には、ごみ収集時にその都度計量し、ごみ収集伝票を発行して、月毎に請求する方式（『伝票収集』：約11千事業所に適用）を採用している。

ただし、少量排出事業者に対しては、事前に収集運搬手数料と市の処理手数料を含む有料指定袋制を購入する『プリペイド袋収集』（例えば40リットル10枚で1,827円(税込み)：約22千事業所に適用）が導入されている。

ごみの計量方式（伝票収集方式）

ごみの収集運搬料金は市の条例に基づき、容量でいただくことになります。（ただし、生ごみや書類などで比重 $0.25 \text{ t} / \text{m}^3$ 以上の重いものについては重量になります。）ごみの量目は、月々の料金の算定の基礎となりますので、数量の算定がはっきりするようにできるだけ下記のようにごみの量の基準を設けてください。

- １ ごみ置き場を設置、目盛りを付ける。
- ２ 容積のはっきりしたごみ容器を使用する。
- ３ 大きさが一定のごみ袋を使用する。

上記方法をとることができない場合は、収集車のホッパーの容量で計量させていただきます。
 ☆ごみの量目の単位は 0.02 m^3 （20リットル）単位（重量の場合は1kg単位）となります。
 ☆ごみを収集した時は伝票を置いていきますので、日々のごみ量の確認のために、サインをするようにしてください。

資料：(財)札幌市環境事業公社ホームページから抜粋

2) 計量機能付きパッカー車

計量装置は1台当たり200万円前後かかり導入はそれほど浸透していないが、収集量が明確となるため、ISO14001認証取得した事業者等からは好評を得ている。

【計量機能付きパッカー車のイメージ】

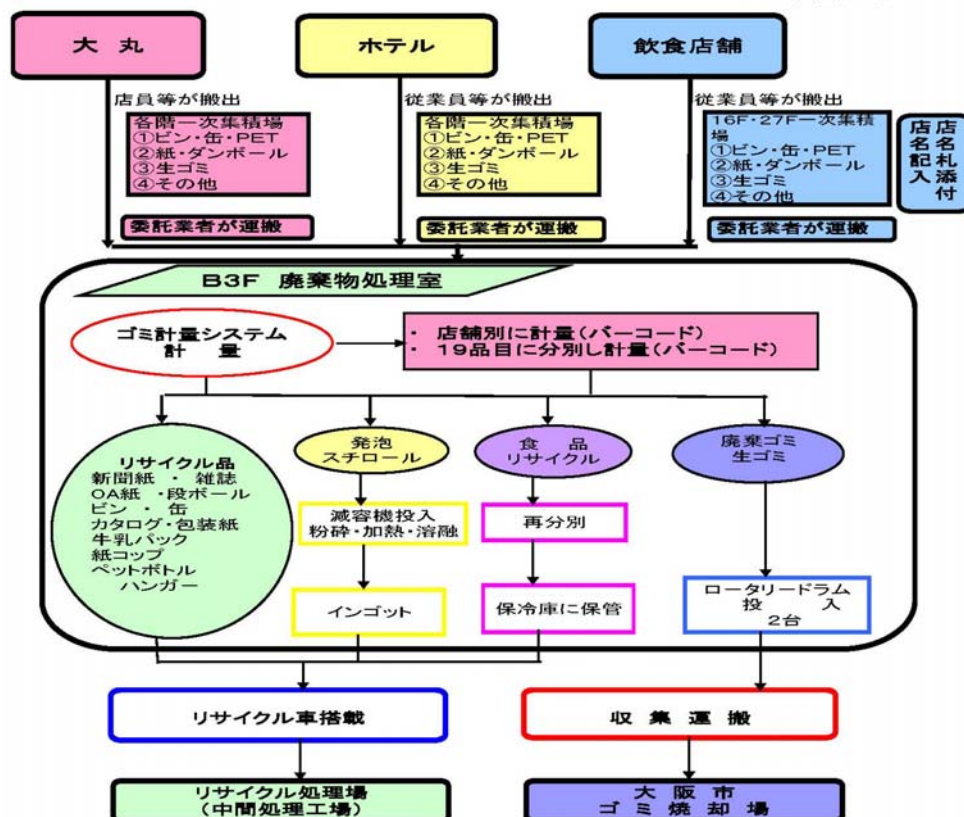


資料：車両メーカーパンフレット

3) ビル内テナント計量システム

【アクティ大阪】 地下4階 地上27階 延べ床面積約138千㎡
 総ごみ発生量3.3千t (資源化率37%)

アクティ大阪のゴミ処理の流れ (図2)



(計量器)



13

(バーコード)

【表Ⅰ】

廃棄ゴミ 900101 [Barcode]	生ゴミ 900202 [Barcode]	食品リサイクル 900203 [Barcode]	コピー紙(OA紙) 900303 [Barcode]	新聞紙 900304 [Barcode]
雑誌 900305 [Barcode]	ダンボール 900306 [Barcode]	カタログ・チラシ・パンフレット 900307 [Barcode]	包装紙 900308 [Barcode]	牛乳パック 900309 [Barcode]
紙コップ 900310 [Barcode]	缶 900410 [Barcode]	瓶 900511 [Barcode]	割れ食器 900512 [Barcode]	発泡スチロール 900612 [Barcode]
ペットボトル 900613 [Barcode]	ビニール 900614 [Barcode]	プラスチック 900615 [Barcode]	ハンガー 900617 [Barcode]	

14

資料：第36回大阪市廃棄物減量等推進審議会（資料2）

参考資料2

(1) リターナブル弁当ー京大生協ー

リターナブル弁当容器は、食堂の食器と同じで、右の写真のように洗って何度も使うタイプのもです。これについては大学生協では導入例がなく、チャレンジなテーマといえるでしょう。2006年4月に本格的に導入されました。利用方法は、まず弁当代に加えデポジット金(保証金)として600円払います。つまり、400円の弁当であれば1,000円、500円の弁当であれば1,100円です。食べ終われば、洗わずに弁当販売場所もしくは全生協店舗に返します。その時、先程の600円、もしくは次回使用時にデポジット金に充当できる「えこか」をお返しします。



資料： <http://www.s-coop.net/org/ecoop/bento.html>

参考資料3

(1) 共同回収（オフィス町内会）の構築

古紙等の共同回収事業はごみ処理費用が高い関東地方を中心に組み込まれているが、一般的には、古紙等の回収費用を参加事業者が何らかの形で負担するシステムで構築されている。

1) NPO 法人あまがさきエコクラブ（兵庫県尼崎市）：H14. 11から実施

○古紙をリサイクルしようとする事業者はエコあま君ボックスを NPO 法人あまがさきエコクラブから購入（10 箱で 2,100 円…段ボール 1 箱 20kg 古紙が入るとして 105 円/10kg を参加事業所が負担）し、ボックスが一杯になったら回収を依頼する。

○回収箱が満杯になったら事務局に電話すると、エコクラブが日程を調整のうえ、巡回回収（実際は古紙回収業者に委託）する。集めた古紙は、西日本衛材(株)に搬入しトイレットペーパーを生産し、参加事業者を購入（エコあま君ロール 100 ロール 4,200 円）してもらっている。

○平成 17 年度の年間回収量は 333 トン、トイレットペーパー販売量は 177,600 個である。

古紙再生のリサイクル活動にご協力願います!
NPO法人 あまがさきエコクラブ <http://www.ecoama.jp>

**あまがさきエコクラブは
リサイクル活動のお手伝いをします!**

あまがさきエコクラブの活動指針

ゴミとして棄めたものはただ燃やしてしまうだけです。
必要でないゴミを処理するために費用が発生してしまうことも事実です。
しかしゴミとして捨ててしまふ前に、再利用できるものを資源として集めることが出来れば、
もう一度私たちの生活に利用できるのです。
NPO法人あまがさきエコクラブでは、一人でも多くの皆様にご協力いただき、
ゴミとして焼却されていた古紙を再利用する循環型社会の実現を目指しています。

「エコあま君」の事業系古紙回収の流れ

エコあま君ボックスのご購入

エコあま君ボックスを
ご購入いただきます

10箱で¥2,100円
(税込)

ご不要になった
オフィス古紙(コピー用紙等)を
投入してください。

※注意 (回収できない紙)

- ・線画紙 (ファクシミリ用紙)
- ・カーボン紙 (伝票)
- ・ビニールコート紙 (写真等)
- ・ワックス加工紙 (紙コップ等)
- ・防水加工紙 (新聞等)
- ・布面紙 (フイルムの布面等)
- ・プラスチック紙 (フイルムのプラスチック等)
- ・はじき紙 (新聞や雑誌の裏面等)
- ・写真フィルム等

(以上のものは投入時にご注意ください。)

※新聞や雑誌の裏面はそれだけを選別して、
別の箱に入れてください。

定期回収

お電話頂きましたら、
あまがさきエコクラブの
回収チームが無料で定期的に
回収を回収にうかがいます。

古紙の再利用

回収された古紙は
トイレットペーパーに
リサイクルされます。

エコあま君が
回収BOXの
商品の配達と
回収BOXの
回収をします

☐ 回収BOX 1箱と24ロール	¥1,260円(税込)
☐ 回収BOX 10箱	¥2,100円(税込)
☐ エコあま君ロール 100ロール	¥4,200円(税込)

□にチェックしてください。商品の配達と回収BOX回収はエコクラブが負担します。

ご注文書

会社名: _____

ご住所: _____

市町村番号および電話番号: _____

お電話: _____ FAX: _____

あまがさきエコクラブについてのご質問・ご依頼をお聞かせください。

ご注文、またはお問合せ先は

TEL: 0120-548-662

FAX: 06-6429-5382

あまがさきエコクラブ
事務局: 〒660-0881
尼崎市昭和通3-96
尼崎市商工会議所ビル5F
(北)尼崎青年会議所内

出典：あまがさきエコクラブホームページ

2) 事業所リサイクル推進協議会（埼玉県狭山市）：H11. 3から実施

○事業所リサイクル推進協議会に入会（無料）し、一定量古紙が貯まった段階で協議会が指定する古紙回収業者が引き渡す。なお、回収日・頻度等は指定古紙回収業者と相談する。参加事業所の費用負担は、100 円/10kg（狭山市のごみ処理手数料は 170 円/10kg）である。事務局は狭山市が担っている。

○回収量は平成14年で137tであり、回収した古紙からトイレットペーパー（狭山の森 96ロール 2,511円）をつくっている。



事業所古紙共同回収システム

事業所の皆様へ オフィス古紙をどう処理していますか？

「事業所古紙共同回収システム」とは、事業所から排出される紙類を、資源回収業者が引き取り、リサイクルルートにのせるシステムです。当システムを運営している「狭山市事業所リサイクル推進協議会」の会員になると、指定の業者が回収に伺います。

システムのメリットとして、

- (1) ごみの減量化につながり、資源として再利用することが可能となります
- (2) ごみの焼却量が減り、ダイオキシン類やCO2排出量の削減になります
- (3) 紙類の、比較的排出が少ない事業所においても、参加できます
- (4) 企業として、環境保護や社会への貢献となり、企業のイメージアップにもつながります
- (5) ISO14001を取得した企業も参加しています

オリジナルトイレットペーパー



焼却料金 より割安

新聞・ダンボール・雑誌類・コピー、
コンピューター用紙 100円/10kg
シュレッダー類 150円/10kg

※ ただし、1回の回収代金の合計が、2,000円に満たない場合は、1回の基本料金として2,000円が回収費用となります。

※ 狭山市環境センターへ持ち込むと事業系ごみの処分料（170円/10kg）ですので、古紙が大量にまとまった場合には、古紙回収システムの方が、経費の削減となります。

- 事業所古紙共同回収システムで回収した古紙再生紙100パーセントのオリジナルトイレットペーパー「狭山の森」を販売しています。申し込み方法など詳細については、[こちら](#)をごらんください。
- 事業所古紙共同回収システムへの参加については、[参加申込書](#)に必要事項を記入のうえ、狭山市事業所リサイクル推進協議会（事務局 狭山市役所資源循環推進課）までお申し込みください。郵送、FAXでも受け付けております。
- 詳しいことは、「[事業所古紙回収システム](#)」に関する質問をご覧ください。

■ お問い合わせ・お申し込みは下記まで、お気軽にどうぞ
狭山市事業所リサイクル推進協議会
事務局 狭山市役所 資源循環推進課内
電話 04-2953-1111 内線3611、3612
FAX 04-2954-6262
E-mail: sigenjun@city.sayama.saitama.jp

出典：狭山市ホームページ

参考資料4

(1) 共同回収拠点の形成

1) 仙台市

○仙台市では焼却工場への再生可能な紙類の持ち込み禁止措置の導入（H17.4）に伴い、事業所における紙類の資源化促進のため、ホームページ等において古紙回収業者を紹介、また、事業系紙類回収庫を設置している。

【古紙回収業者の紹介】

提 供 方 法：市のホームページ

提供回収業者数：38回収業者

提 供 内 容：回収業者名／所在地／電話／回収の対応（訪問回収・持込受け入れ）

【事業系紙類回収庫】

受 入：無料

設置場所：市内3箇所（環境事業所）

受入状況：土日、祝日、年始年末を除く、午前9時～午後4時30分

受入品目：段ボール、新聞、雑誌・雑紙、北用紙、少量のシュレッダー紙（機密文書は除く）

回 収 量：699 t（H17）

2) 民間古紙回収業者

○ドライブスルー方式による民間古紙回収業者の古紙の拠点回収（無料受け取り）が、奈良市周辺、京都南部にいくつか出現している。



資料：株式会社アライの森ホームページ

※古紙ドライブスルーは株式会社アライの森の商標登録

参考資料5

(1) 優良事業所の表彰

武蔵野市

○事業活動においてエネルギー・資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても、生ごみ・雑紙等の全量資源化を実践してきた事業者に対し、その功績を認定する制度（Eco パートナー）として、平成19年度に制度を創設している。

○特徴は、公平な審査ができるよう、一定の認定基準を設け、認定表彰委員会において審査を行い市長が認定する。認定表彰された事業者に表彰状を授与し、認定ステッカー及びポスターを交付する。また、市報、市のホームページなどに、Eco パートナー（武蔵野市ごみ減量資源化推進事業所）として公表している。

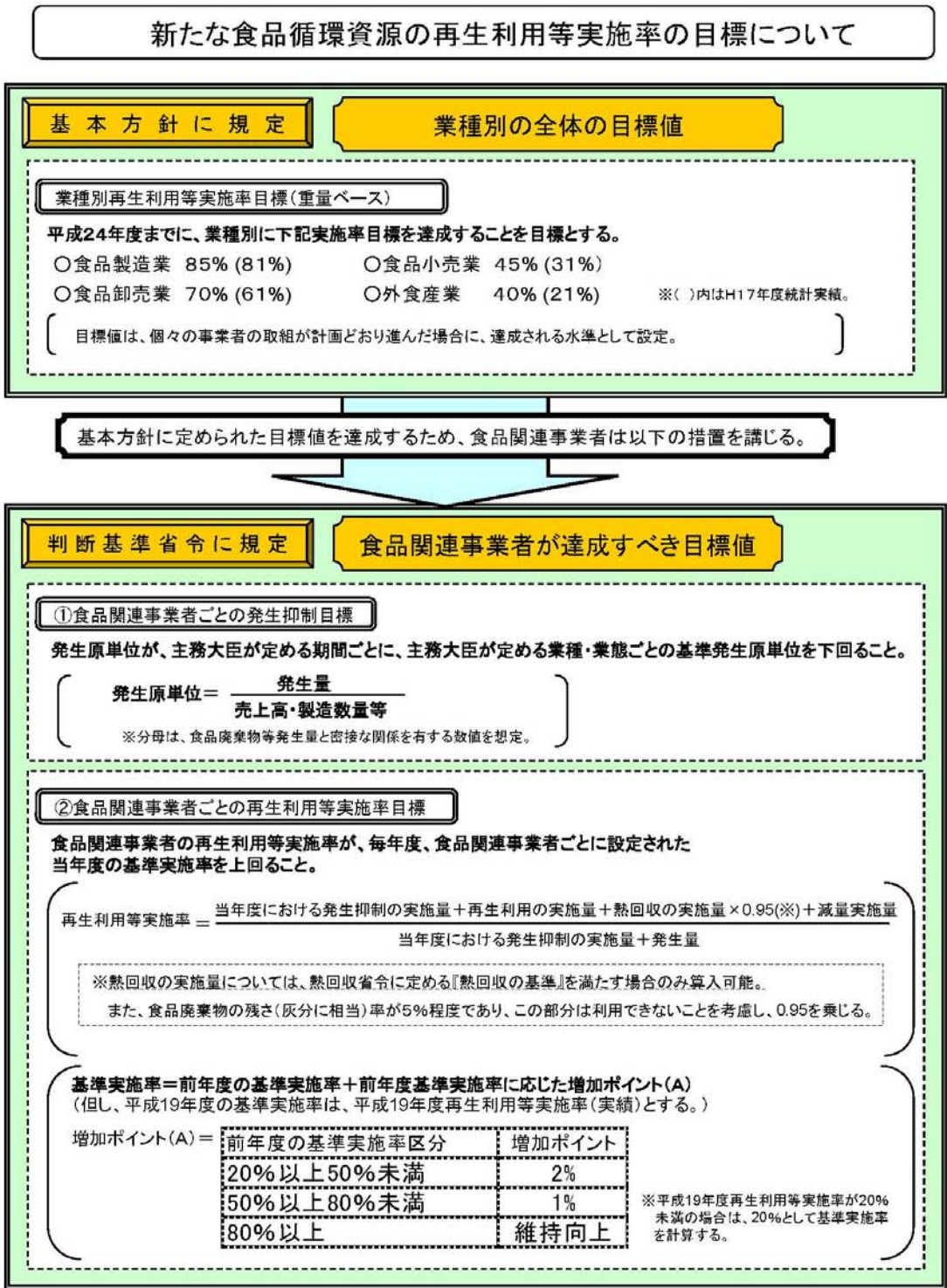
武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定基準

評価	分別状況	資源化状況	発生抑制および社内啓発
A	可燃ごみに (1) 廃プラスチックの混入が無いこと。 (2) 雑紙の混入が無いこと。	(1) 生ごみの全量資源化を実施していること。 (食品関連事業者の場合) (2) 雑紙を全量資源化していること。その他、再利用可能なものは、全て資源化していること。	(1) 売れ残りが発生しないような商品の製造・販売に努めている。 (2) 両面コピーや裏面活用など紙の使用量削減に取り組んでいる。 (3) ごみの分別・減量・資源化について、朝礼や会議などで定期的に従業員教育を行っている。 (4) 新規採用時に、ごみ分別指導を行っている。
B	可燃ごみに (1) 廃プラスチックの混入が少量ある場合。 (2) 雑紙の混入が少量ある場合。 (3) 従業員に分別の意識が感じられること。	(1) 生ごみの資源化を一部実施または実施予定であること。 (食品関連事業者の場合) (2) 雑紙類を80%以上資源化していること。 (3) その他、再利用可能なものは、全て資源化していること。	(1) ごみの分別・減量・資源化について、問題が指摘された時には従業員に周知徹底を図っている。 (2) ごみの分別・減量・資源化について、事業所内で何も問題提起をしていない。
C	可燃ごみに (1) 廃プラや雑紙が相当量混入している場合。 (2) 従業員に分別の意識が感じられない。	(1) 生ごみ資源化の予定が無い場合。 (食品関連事業者の場合) (2) 雑紙類の資源化率が80%未満の場合。	(1) ごみの分別・減量・資源化について、事業所内で何も問題提起をしていない。

資料：武蔵野市ホームページ

参考資料6

食品リサイクル法改定による再生利用等実施率の目標



資料：環境省

参考資料7

販売店・飲食店等における発生抑制の工夫

テ ー マ	調理・飲食段階での工夫
取 組 名	顧客ニーズの把握
実 施 主 体	ホテルグランヴィア大阪（大阪市）
概要/成果	○ 宴会場やバイキングレストランで出る残飯は、顧客の動向に左右されることが多く、ホテル側の裁量が必要。顧客から予約が入った時点で、人数や年齢層、男女比、利用目的などを把握し、過去のデータを参照することで、生ごみの排出量を抑制。
課 題	・顧客ニーズ把握のためのノウハウについては企業秘密となる場合があり、他の事業者への普及という点で課題がある。
出 典	週間循環経済新聞 2002 年 3 月 4 日

テ ー マ	調理・飲食段階での工夫
取 組 名	メニューの工夫、ニーズの把握
実 施 主 体	A病院
概要/成果	○ 食べ残しを減らすような献立面での工夫を実施。具体的には、患者に対して嗜好調査を年 4 回実施し、それに合わせた献立を作成（例えば、従来皮を剥かずに提供していた果物については、皮を剥いたり、一口大に切ったりして提供する等）。 ○ 担当者によると、取組によりある程度の成果が出ているという感触を持っているとのこと。
出 典	A病院へのヒアリング結果

テ ー マ	販売段階での工夫
取 組 名	販売数量の予測精度の向上
実 施 主 体	イトーヨーカ堂
概要/成果	○ 食品部門では、販売期限を過ぎた商品による廃棄ロスを削減するため、販売数量の予測精度を高めて、発注（店への仕入れ）量と実際に売れる量を近づけるよう取組を実施。 ○ 時間帯毎の調理・加工、陳列の変更など顧客の動向に合わせた売り方の変更・工夫によって廃棄量を削減。 ○ 食品部門以外の部門も含めた全体的な取組としては、顧客ニーズに合った商品の開発、品揃えを追求し、「単品管理」「チーム・マーチャンダイジング」といった独自の取組を推進。 ・ 単品管理 日々の単品管理から得た情報を、商品作り、売場の品揃えなどの販売政策全般に活かすことによって、「売れない商品をつくり続けること」や「売れ残った商品を廃棄すること」などから発生するロスを削減・防止。 ・ チーム・マーチャンダイジング 顧客の声を生産段階に的確に反映するとともに、各分野の専門家が役割を分担してスピーディーで合理的なモノづくりを推進。
課 題	・販売数量予測のためのノウハウについては企業秘密となる場合があり、他の事業者への普及という点で課題がある。
出 典	イトーヨーカ堂サステイナビリティ報告書 2002

資料：京都市廃棄物減量等推進審議会 事業系部会次第（H14.9.26）